

## 平成31年度（2019年度） 司法書士試験 記述式

## 第36問 不動産登記法 解答例

## 第1欄（1）

登記義務者である株式会社ひだまり銀行に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨が書留郵便等により通知される。

## 第1欄（2）

- ・資格者代理人による本人確認情報を提供する方法
- ・公証人による本人確認の認証による方法

## 第2欄（1）

登記の目的		所有権移転				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年7月21日相続				
	上記以外の申請事項等	相続人（被相続人 甲山一郎） 持分2分の1 亡甲山友子 上記相続人甲山大介 2分の1 甲山大介				
添付情報 ※		ア, イ, ウ, エ, オ				
登録免許税額		建物	金1万 8,000円	敷地権	金1万 8,960円	合計 金3万 6,900円

※ 「ウ」は記載しなくとも良いと解される。

## 第2欄（2）

登記の目的		甲山友子持分全部移転				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年2月12日相続				
	上記以外の申請事項等	相続人（被相続人 甲山友子） 持分2分の1 甲山大介				

添付情報 ※	イ, エ, オ					
登録免許税額	建物	金9,000円	敷地権	金9,480円	合計	金1万8,400円

※ 「エ」は記載しなくとも良いと解される。

### 第2欄 (3)

登記の目的		1 番抵当権抹消				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年8月13日 弁済				
	上記以外の申請事項等	権利者 甲山大介 義務者 株式会社ひだまり銀行 登記済証を提供することができない理由 紛失				
添付情報		ケ, シ, ツ				
登録免許税額	建物	なし	敷地権	なし	合計	金2,000円

### 第3欄

(要否) 不要	(理由) 敷地権付区分建物についての所有権又は担保権に関する登記は、敷地権である旨の登記をした土地の敷地権についてされた登記としての効力も有するため。
------------	--

### 第4欄 (1)

登記の目的		2 番根抵当権登記名義人住所変更				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年9月3日 日本店移転				
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 本店 名古屋市中区神戸三丁目1番地 申請人 株式会社つぼみ銀行				
添付情報		テ				
登録免許税額	建物	なし	敷地権	なし	合計	金2,000円

## 第4欄(2)

登記の目的		2番根抵当権変更				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年3月18日変更				
	上記以外の申請事項等	変更後の事項 極度額 金2,000万円 権利者 株式会社つぼみ銀行 義務者 甲山大介				
添付情報		キ, ク, ス, テ				
登録免許税額		建物	なし	敷地権	なし	合計 金2万円

## 第4欄(3)

登記の目的		所有権移転				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年4月5日売買				
	上記以外の申請事項等	権利者 有限会社KM設計 義務者 甲山大介				
添付情報		キ, ク, ソ (売買の事実を証するもの), タ (有限会社KM設計のもの), ナ				
登録免許税額		建物	金9万円	敷地権	金9万4,800円	合計 金18万4,800円

## 第4欄(4)

登記の目的		登記不要				
申請事項等	登記原因及びその日付					
	上記以外の申請事項等					
添付情報						
登録免許税額		建物		敷地権		合計